

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：佐賀県
農業委員会名：小城市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

単位:ha					
	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑
耕地面積	3130	343			
経営耕地面積	2973	215	35	220	
遊休農地面積	24	74	55	19	
農地台帳面積	3246	515			

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	801	農業就業者数		認定農業者	254
自給的農家数	263	女性		基本構想水準到達者	55
販売農家数	538	40代以下		認定新規就農者	19
主業農家数	209	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	
準主業農家数	108			集落営農経営	39
副業的農家数	221			特定農業団体	
				集落営農組織	39

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

任期满了年月日 R 5 年 7 月 1 9 日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	14	14			
認定農業者	—	7			
認定農業者に準ずる者	—				
女性	—	2			
40代以下	—				
中立委員	—	1			

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	25	25	4

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3470 ha	3001 ha	86.5%
課 題	・管内の水田面積のほとんどが、認定農業者及び集落営農組織に集積された状況となっているが、各々の経営農地は地域内で分散しているため、利用権の交換を推進し、中心となる経営体への農地の面的集積を促進するなどして、農作業の効率化を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 3002 ha (うち新規集積面積 1 ha)
	目標設定の考え方:担い手にあっせんを通じての新規集積面積を1haとする。
活動計画	農地中間管理機構による農地のあっせん(売買・貸借)により、担い手への農地の面的集積を進める。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	H30年度新規参入者数	R1年度新規参入者数	R2年度新規参入者数	3ヵ年計
	経営体	経営体	経営体	経営体
	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R1年度新規参入者が取得した農地面積	R2年度新規参入者が取得した農地面積	3ヵ年計
	ha	ha	ha	ha
課 題	農業経営を行うには、農業ハウスの建設や農業機械の購入等の初期投資が必要となるため参入が困難な面がある。			

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	ha
活動計画	電話予約による毎月第3火曜日を小城市相談日とするワンストップ就農相談会に協力機関として、市の要請に応じて参画を行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅳ 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3568 ha	98 ha	2.7%
課 題	・管内の遊休農地は、中山間部の営農条件が悪く農業経営の採算がとれなくなったほ場に多く発生している。また、農業従事者の高齢化により新たな遊休農地の発生が懸念されるなか、再生利用を図るのも難しい状況です。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 0.1ha		
		目標設定の考え方:前年度に農業委員会に依頼のあった遊休農地解消に向けてた農地の借受あっせん申出面積		
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		39 人	8月～9月	9月～10月
	農地の利用意向調査	調査方法		
		・重点地区の設定や地区担当の農業委員を定める。 ・農地情報システムを活用し、目視等による利用状況お確認を行う。		
	その他	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月	12月～1月	

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

Ⅴ 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	3470 ha	ha
課 題	・新たに違反転用を確認した場合は、状況を速やかに把握し、解消していく必要がある。農地法の改正により罰則が強化されたことなど、違反転用が起きないように継続して周知していく必要がある。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	・農地法の許可等について市報やHPを利用して周知を図る。 ・毎月開催の定例農業委員会及び事前現地調査の際に違反転用の情報収集を行う。
------	---

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入